

「ひなた」ロゴマーク使用規程

平成27年5月26日
宮崎県オールみやざき営業課

(目的)

第1条 この規程は、「ひなた」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、宮崎県に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、本規程及び別添「ひなたロゴマーク使用ガイドライン」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 宮崎県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他知事が不適當と認めた場合

(使用の停止等)

第4条 知事は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第5条 宮崎県は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第6条 宮崎県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規定は、平成27年5月26日から施行する。